

千葉市議会基本条例たたき台案の修正意見等調査票(自民党)

1 たたき台案に関する意見等をご記入ください。

議事機関として二元代表制の一翼を担う議会のさらなる機能の強化を図るため、議会に必要な予算の確保や議長の仕事権の強化に関する規定を追加すべきである。
詳細は、2に記載のとおり。

2 各章、各条文に意見等があれば、ご記入ください。

たたき台案の章・条文		修正意見
第7章	・議会の機能強化(第20条) ・専門的知見の活用(第21条) ・他の指定都市の議会との連携等(第22条) ・政務活動費(第23条) ・災害対応(第24条) ・議会事務局等の強化(第25条)	議事機関として二元代表制の一翼を担う議会のさらなる機能の強化を図るため、議会に必要な予算の確保や議長の仕事権の強化に関する規定を追加すべきである。 予算の編成権は、その執行権とともに長に専属するものとされていることから、議会からの予算要求は制限される結果となり、議会がその機能を十分に発揮し、円滑かつ効率的に活動していくために必要かつ十分な予算の確保は難しい状況にある。 また、議会事務局職員の仕事権は、議長に属することとされているが、実状は市長の出向人事の範囲内で行使するにとどまっており、議長が実質的に仕事権を行使しているかは疑問である。 そこで、さらなる議会の機能の強化を図るため、議会基本条例において、必要な予算の確保や議長の仕事権の強化のための規定を定めるべきである。

千葉市議会基本条例たたき台案の修正意見等調査票(未来民進)

1 たたき台案に関する意見等をご記入ください。

・検証と見直し条項を付け加えて欲しい。

2 各章、各条文に意見等があれば、ご記入ください。

たたき台案の章・条文		修正意見
第4章	・議会運営に関する原則(第7条) ・議長及び副議長(第8条) ・会期(第9条) ・委員会(第10条) ・質疑又は質問(第11条)	第11条2項を、具体的に反問権としての条項とする。
第5章	・市民との関係(第12条) ・広報及び広聴の充実(第13条) ・会議等の公開(第14条)	第13条 議会は、市民に開かれた議会の実現に資するため、多様な情報発信手段を用いて、議会活動に関する広報及び公聴の充実に積極的に取り組むものとする。
第7章	・議会の機能強化(第20条) ・専門的知見の活用(第21条) ・他の指定都市の議会との連携等(第22条) ・政務活動費(第23条) ・災害対応(第24条) ・議会事務局等の強化(第25条)	第23条 議会の機能強化に→議会活動の充実及び強化

千葉県議会基本条例たたき台案の修正意見等調査票(公明党)

1 たたき台案に関する意見等をご記入ください。

(提案)

特色を出すために「議会改革の推進」を単独条文とする。

千葉市議会基本条例たたき台案の修正意見等調査票(共産党)

1 たたき台案に関する意見等をご記入ください。

昨今、議員の政務活動費や議員自身の不祥事が多く報道される中、住民から負託された議員が二元代表制を担うにふさわしい資質を向上させ市民から信頼され、議会でのチェック機能をさらに強化し、住民とともに市政をよりよいものへと発展させていくためにも、議会基本条例を制定後も、これを実践し、評価し、見直し、計画していく立場で常に研鑽していくこと、その際、市民、学識経験者の力も借りながら、改善していく方向で進めていくことが重要だと感じます。

議会基本条例などの制定にあたって、基本方向を示し、市民への情報公開をした上で、市民の意見を聞き、市民参加を促進していく。

検討していくうえでの委員会などの傍聴はもちろんのこと、意思形成過程を可能な限り示しながら、市民意見を吸い上げ反映していく仕組みを作っていく。

2 各章、各条文に意見等があれば、ご記入ください。

たたき台案の章・条文		修正意見
前文		「地方自治の原点である」の前に「日本国憲法に定める」を追加し、「二元代表制の一翼を担う議会の権能を高めることにより市民福祉のさらなる向上を目指すとともに、市政の意思決定機関としてその権能を最大限に発揮できるよう自らの果たすべき役割と責務の重要性を改めて認識し、市民の負託に全力で応えていく決意である。よって、ここに千葉市議会の志す基本理念、基本方針を定め、議会の最高規範としてこの条例を制定する」と追加する。
第1章	・目的(第1条) ・基本理念(第2条)	「多数決を基本としつつも」は、「全会一致を基本としつつも」に訂正を求めます。第1条は分権と自治の時代にふさわしい議会・議員の活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本的事項を定めると追加する。
第2章	・議会の役割及び活動原則(第3条)	議会改革の常時設置 議会改革及び活性化の推進 議会は、市民の信頼を高めるため不断の改革及び活性化に努めます。2. 議会は前項の改革に取り組むため議会活性化計画を策定し、実行と評価について全議員で協議します。議会基本条例の条文を行動計画化し工程表に基づき進捗管理をする。自己評価を行い年度間で比較し任期4年間を設計する。

第3章	・議員の役割及び活動原則(第4条) ・政治倫理(第5条) ・会派(第6条)	政治倫理は、議員は二元代表制の一翼を担う市民全体の奉仕者及び特別公務員としての倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使しません。これを追加します。議会欠席について理由を明確化すること 2人以上を会派とした場合、幹事長会議や代表質疑、・代表質問なども実施できるように復活させること
第4章	・議会運営に関する原則(第7条) ・議長及び副議長(第8条) ・会期(第9条) ・委員会(第10条) ・質疑又は質問(第11条)	質問時間を増やすこと。各常任委員会では、団体との意見交換を位置付ける。議員間討論の保障 反問権・反論権の保障 議会の監視チェック機能を強化するため、通年議会として継続審議ができるように保障すること 討論については結論だけでなくその過程も重要であることから、質疑したことも含めて直ちに公開できるようにすること 追跡質問の制度化や追跡調査の実施
第5章	・市民との関係(第12条) ・広報及び広聴の充実(第13条) ・会議等の公開(第14条)	議会は市民に対し、議会及び議員の活動内容を公表し、情報を共有することにより議会活動の活性化を図ります。2. 議会は議会の基礎的な資料・情報・議会の評価等を一年ごとに調製し、議会白書として市民に公表します。議員個人の公約への評価を掲載する3. 議会は議会の活性化に終焉がないことを常に認識し議会としての評価を一年ごとに適正に行い、評価の結果を市民に公表します。モニター、諮問委員会議で評価を受ける。議会報告会など参加者への報告書を送付する。ホームページで議会広報紙で公表。本会議で政策及び事務事業の推進に関する提言の決議を知らせる。市民に対し審査の経過及び所管する行政課題に対処することを目的に意見交換会等を開催すること。(ワールドカフェ方式の検討など)市民参加及び市民との連携 議会は議会報告と意見交換会を毎年開催するなど広く市民の意見を聴取する機会を確保し、議会、議員による政策提案を行います。2の意見陳述の他質疑を受け意見交換できるようにする。議会基本条例などの制定にあたって、基本方向を示し、市民への情報公開をした上で、市民の意見を聞き、市民参加を促進していく。 検討していくうえでの委員会などの傍聴はもちろんのこと、意思形成過程を可能な限り示しながら、市民意見を吸い上げ反映していく仕組みを作っていく。議会が市民にわかりやすくするよう用語解説や資料配布を行う。 広報では、質問した議員名と内容を示す。会議での資料は傍聴者が持ち帰ることができるようにする。保育室や親子室の設置で子育て世代の政治参加を保障すること。先例・申し合わせの公開 手話通訳者の派遣 傍聴席でのマイクの改善を図り聞き取りやすくすること
第6章	・市長等との関係(第15条) ・議決事件の追加(第16条) ・議会への説明等(第17条) ・監視及び評価(第18条) ・政策の立案等(第19条)	通年議会で文書質問制度の導入 議案についての十分な説明を市長に求め、他の政策と比較、財源措置、将来コストなどのわかりやすい説明を求める。 市長は、特別委員会・常任委員会への出席、答弁を行うものとする。議員が文書質問を行った際も、正式な回答として行える仕組みにすること

第7章	・議会の機能強化(第20条) ・専門的知見の活用(第21条) ・他の指定都市の議会との連携等(第22条) ・政務活動費(第23条) ・災害対応(第24条) ・議会事務局等の強化(第25条)	大学との包括連携協定事業をおこない、学識経験者に議会サポーターとなり制度の導入によって議員研修を行う。議会モニター制度・・・議会は議会モニター及び議会サポーターを設置し、提言、その他の意見を聴取するとともに議会運営に反映します。附属機関の設置 議会は議会活動に関し、審査、諮問または調査の為必要があると認めるときは別に条例で定めるところにより、学識経験を有する者等で構成する附属機関を設置します。2. 附属機関に関して必要な事項は別の条例で定めます。ICTの活用をすること。21条は、調査機関を設置できるまで拡充すること。 22条 情報交換の推進はしていくが質は引き下げない。政務活動費の使い方は適正に情報公開をネットでも行う。他の自治体の同じ政党との懇談も認める事。政務活動費の基準の見直してホームページ公開 議会図書室は市民に公開すること。本会議場の正面にスクリーンを設け脇に日の丸、市旗を立てる事 災害時に大規模災害対応指針にのっとして対応すること 25条では「議会事務局の機能及び組織体制の強化に努めるものとする」は、「議会事務局の調査機能及び法務機能の充実及び強化並びに組織体制の整備を図るものとする」と訂正を。「議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任命権を行使するものとし、あらかじめ市長と協議します。」「議会事務局職員は、議員とともに住民の負託に応えるために、その職務を全うしなければならない」の追加を。
第8章	・議員の定数(第26条) ・議員報酬等(第27条)	住民の多様な意見を反映するための定数については、人口の増減の状況を見ながら検証していく。議員報酬は、一般の労働者の待遇を勘案して検討する。市民の多様な意見を反映する定数について議員活動に専念できる報酬について、他市の事例なども含めた専門的な知見も含めて研究していく 北海道福島町などの議員の歳費の算定方式などを活用して指標として算定してみる。
第9章	・他の条例等との関係(第28条) ・検討(第29条)	29条は、この条例の施行後、条例の目的が達成されているかどうかについて検証し、その検証結果を勘案して、必要があると認めるときは、条例改正を含めて適切な措置を講じるものとするという京都市の提案とする。
附則		

千葉市議会基本条例たたき台案の修正意見等調査票(市民ネット)

1 たたき台案に関する意見等をご記入ください。

議会が目指す方向性については明記されているものの、それを、どのような手法で実現させるのかの記述が不足している感がある。市民が「開かれた議会」であると具体的にイメージできる活動を検討し、今後条例に盛り込んでいくことも必要と考える。

2 各章、各条文に対する意見等をご記入ください。

たたき台案の章・条文		修正意見
前 文		この条例が議会改革のゴールであるかのような印象を与えてしまうため、「これまでの議会改革の成果を確かなものとするとともに」の一文は入れなくても良い。
第5章	・市民との関係(第12条) ・広報及び広聴の充実(第13条) ・会議等の公開(第14条)	第13条 広報及び広聴の充実の中に、いくつか具体的な手法を入れた方がよい。(札幌市の例のように。)